

審 議 経 過

発言者	発言内容
水島会長	1. 開会 2. あいさつ 3. 協議 (1) 第5次伊万里市男女協働参画基本計画（素案）について 議事 ①前回からの変更点について
事務局 (福島)	[事務局説明] 事務局から第1回審議会素案からの変更点などについて説明
水島会長	事務局から第5次基本計画の変更点について説明がありました。前回の審議会に出た意見で修正可能なものについては変更されています。意見や質問はありますか。
高田委員	資料2の12ページですが、変更点として説明された図表9と図表10で、図表9は全国版、図表10は伊万里市版とのことでしたが、違いが分かりづらい。
事務局 (福島)	これについては、分かりやすいように図表9のタイトルに全国版と記し、図表10の「家族の姿の変化」のところに、伊万里市と表記したいと思います。
高田委員	前回の第5次基本計画素案の、その他の図表では「本市」という表記だったので、統一するなど分かりやすくお願いします。
水島会長	他に質問や意見は無いでしょうか。それでは質問等が無いようですので「議事②その他」に移ります。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

	<p>議事 ②その他</p> <p>水島会長 前回の審議会で気づいた点などありましたら事務局へ連絡していただくようお願いをしておりましたが、意見は無かったと事務局から聞いています。この素案について、意見や提案等がありましたらお願いします。</p> <p>上野委員 資料2の44ページの説明がよく分かりませんでした。第1回の審議会で一般事業主行動計画を策定しなければならない事について質問があったと思うのですが、アンケート結果について変化なしというのは、どこの項目の話でしょうか。</p> <p>事務局 (福島) 資料2の44ページにあります「成果目標の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業主の割合」について、アンケートの結果は13.2%でした。前回の審議会の時に一般事業主行動計画策定が義務にあたる事業所の割合が知りたいという質問があり、策定をしなくてもよい事業所の数が分かれば、パーセンテージが変わるのではという意見だったのですが、アンケートの結果からは分析できなかったことと、アンケートをとった時点で従業員数が101人以上の事業所であっても努力義務の期間にあたることから、変化なしにしています。</p> <p>上野委員 この13.2%は変化なしということは、今回のアンケートの設問では分からないという訳ですね。 その時の質問は、13.2%が多いのか少ないのかという意味が含まれていたと思うのですが。つまり目標値が20%以上になっていますが、この目標値をどのように決められたのかということだと思います</p> <p>事務局 (松本) 前回の質問では、義務付けられているのに策定した事業所が少ないとのこと指摘でしたが、アンケートをとった令和3年9月時点では努力義務であったという事を確認しました。義務付けであれば当然もっと高い数値になるかと思うのですが、努力義務であれば、現在13.2%なので、小規模事業所の多い伊万里市では引き続き20%を指標としたいと思っています</p> <p>上野委員 つまりアンケートの対象で、努力義務がある事業所と、ない事業所をまとめたのが13.2%であり、この数値は義務付けられている事業所だろうということが分かるということだと思います。目標数値を20%以上と決めるときに、全体の母数である事業所数が変わらないとすると、変更することなく20%以上を目標として頑張ってもらおうという話になるのですが、従業員数をアンケートの項目の中に入れていくと101人以上の事業所を抽出することが出来、101人以上の事業所の中でどれくらいの割合が一般事業主行動計画を策定しているかどうかというのが、これは将来のことであるからアンケートの項目に書き加えれば分かるという事だと思います。</p>
--	--

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

No. 3

事務局 (福島)	ご指摘の通りだと思います。4年後の次回アンケートの時には、従業員数の項目も新たに追加するようにしたいと思います。
上野委員	計る基準が違ってくるので注釈が必要だと思います。
	それと前回、まだ法が施行されていないけれども、困難を抱える女性のための支援を第5次基本計画に入れるか入れないかということを提案したと思いますが、それについてはどのような整理をされているのでしょうか。
事務局 (福島)	資料2の63ページに、伊万里市では「生活に困難を抱えた人への支援」を入れていまして、それに対する推進施策が、2つあります。1つ目は「高齢者、障がい者が、いきいきと暮らせる環境づくり」で、64ページになりますが2つ目が「様々な困難を抱えた人への相談と支援」となります。 この中に、いろいろな困難を抱えた、例えばひとり親世帯や、外国人や性的少数者、また障がいのある方など、様々な人たちへの支援を入れるようにしています。
上野委員	計画に入れるとすると、その辺りだろうと思うのですが、今度の法律は困難を抱える女性を支援する法律です。その法律が施行されるようになるので、この第5次計画の計画期間中には事業を実施しなければならないようになるかと思ったので、それを入れた方がいいかどうかを検討されてはと提案したと思います。しかし今の計画だと生活に困難を抱えた人という表現が非常に一般的に書かれているので、困難を抱える女性と、もう少し見えるような形がいいのではないかと思います。
事務局 (松本)	庁内で検討したときの経緯を申しますと、元々は「困難を抱えた女性への相談と支援」という項目で案を起こしていたのですが、性的少数者への支援も含まれており、表現に困り「女性等」という表現へ変えたのですが、次は女性等とは何だという話になり、「人」じゃダメなのかという意見もあり、どんどん幅が広がってしまいました。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されていけば、法律に基づきこのような記述をしていますと言えるのですが、庁内では解釈が広がり、最終的に法律ができた時に、その主な関連事業の関係各課で、各事業案が出てきて、担当課として企画政策課が手を加えるというような形になると思います。
	今の時点では福祉全般の話になってしまっているのですが、最終的には、法律が施行されたときに、加筆をするような形になるのかなと思っています。ご指摘のとおり、整理に苦慮したところです。
菖蒲委員	法施行は2024年の4月からだったと思います。 法案は国会を通過していて、施行が2024年の4月からということで、現在の婦人相談所が女性相談所に名称が変わったりしますが、まだしっかりとした内容が伝わってきていないので、分かり辛いかなどは思っています。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

No. 4

<p>事務局 (松本)</p>	<p>市役所としては福祉全般の対応を日頃から行っています。今回の施策案については、困難を抱えた女性という事を際立たせることが難しく、併せて性的少数者の支援のことも含めると対応に苦慮してしまいます。</p> <p>「伊万里市男女協働参画を推進する条例」で規定する事項に、性的少数者についての支援があり、それを女性と書いてしまうと、偏ったように受け取られるために「女性等」という表現にしたのですが、庁内で協議した結果「人」と最終的に表記したところです。</p> <p>資料2の63ページの前段のところで、高齢者、障がい者などいろいろな生活に困難を抱えた人と書きながら、その中でも特に女性はということで、少しは趣旨を残そうとしているところです。法律の趣旨は、女性が特に困難に陥りやすく、支援が必要という意味ですので、それについては何とか生かそうとしているところです。</p>
<p>上野委員</p>	<p>男女協働参画行政に後ろ向きだという印象を持たれないようにしていただけだと思います。</p>
<p>水島会長</p>	<p>男女協働参画と謳いながら、男性とか女性とか、言いにくい部分があったりするので、なかなか大変だと思います。</p> <p>そのほか意見等はないでしょうか。</p>
<p>事務局 (松本)</p>	<p>意見等がありましたら、スケジュール説明後をお願いします。</p> <p>(2) 今後のスケジュールについて</p>
<p>事務局 (福島)</p>	<p>[事務局説明] 事務局からパブリックコメント後のスケジュールについて説明</p>
<p>水島会長</p>	<p>それではスケジュールについての質問、議事②その他に関する意見等がありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、本日いただいた意見は事務局でまとめて追加が必要なものについては、精査したいと思います。</p> <p>本日の審議会はこれにて終了となります。</p>
<p>事務局 (松本)</p>	<p>本日は修正した第5次男女協働参画基本計画の素案を見ていただきました。説明しましたようにパブリックコメントを12月に実施します。その前に庁内で再度協議等も進めます。お気づきの点等がありましたら指摘をいただきたいと思います。</p> <p>パブリックコメントを受けて修正することもありますので、お気づきの点等、お知らせいただければと思います。</p> <p>4. 開会</p>

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。